

「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の新旧対比表

改正前	改正後
<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2) ④ 預金者が前号の契約にもとづき 2015年12月1日から <u>2023年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p>	<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2) ④ 預金者が前号の契約にもとづき 2015年12月1日から <u>2025年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p>